

お客様各位

三菱電機システムサービス株式会社

旧規格の特定小電力無線機器に関する使用期限のお知らせ

日頃は弊社製品をご使用、ご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

さて、電波法関連法令「無線設備規則の改正」により、旧規格の特定小電力無線機器が使用できなくなりますことお知らせいたします。

1. 無線規格改正と弊社対象製品

2005年に電波法関連法令である無線設備規則において、無線設備のスプリアス発射(必要周波数帯外に発射される不要な電波)強度の許容値が改正されました。

弊社製品につきましては2006年2月製造分以降、新スプリアス規格の「技術基準適合証明・工事設計認証」を受けておりますが、それ以前に製造した旧スプリアス規格の製品は、2022年11月30日までしかご使用いただくことができません(意図せず電波を発射した場合も含まれます)。

使用期限を超えて旧規格の特定小電力無線機器を使用した場合は電波法違反となり、罰則・罰金(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)の対象となりますので、お早目の買い換えをご検討ください。

2. 該当機器の確認方法

下記に該当している無線機器が対象となります。

製品本体の銘板に記載の形名、製造番号をご確認ください。

◆旧スプリアス規格特定小電力無線機器該当品一覧

(1) 全てが旧規格になる製品

品名	形名	外観
特定小電力無線 I/O ユニット 1216MHz 帯	ENG-MA	
特定小電力無線 CC-Link ユニット 1216MHz 帯 親局	SWL21-MT	
特定小電力無線 CC-Link ユニット 1216MHz 帯 子局	SWL21-T32	
特定小電力無線 I/O ユニット 429MHz 帯	SWL10-TR08	

(2) 現行製品のうち、一部が旧規格になる製品

品名	形名	製造番号	外観
特定小電力無線 I/O ユニット 429MHz 帯	SWL10-TR08-E	0010750~1500750	
		0011250~0701250	
		0010160~1000160	

※2005年7月~2006年1月に製造した製品が対象となります。

無線設備規則の改正に関する詳細につきましては、総務省の電波利用ホームページをご覧ください。

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/spurious/index.htm>

以上